

事例2 高裁で勝訴確定し難民認定された事案の異議棄却理由

- 1 (1) あなたは、本国において、●●●●大学の民主化運動の中で学生の組織化や反政府的な演説、文書作成等の政治的活動を行った旨主張しています。

しかしながら、関係資料によれば、1988年のいわゆる民主化運動は、全国に波及して何百万ものミャンマー人が蜂起し、デモ行進には何十万の国民、公務員、警察官、陸海空軍の兵士たちも参加したとされています。このような状況を踏まえてあなたの活動状況を見るに、あなたは、●●●●●大学の学生でもなく、学生リーダーでもなかった旨自認しているところであって、その供述を前提としても、せいぜい民主化運動の一参加者にすぎません。あなた自身、本国での活動によって迫害を受けるおそれはない旨自認しているところであって、あなたは、1991年に自己名義旅券の発給を受け、当該旅券を用いて出国手続きを受けていること、1997年にはいったん本国に帰国し、改めて自己名義旅券の発給を受け、当該旅券を用いて出国手続きを受けていることなども併せ考えれば、少なくともあなたが本国を出国した当時において、本国政府から反政府活動家として注視されるような存在であったとは認められません。

なお、あなたは、一次審査において、前記政治的活動を理由に1989年から2年以上収監された旨主張しています。しかしながら、あなたは、口頭意見陳述・審尋期日において改めて問われた際、収監期間は1年間であった旨述べ、そのように供述を変遷させる理由を問われた際、「収容中で精神的に不安定であった」などと述べるにとどまり、合理的な説明がなされていません。あなたが別途証拠として提出した船員手帳には、あなたが収監されていたとする時期に2隻の外航船舶に乗船している旨の記載が確認されることも併せ考えれば、あなたが本国での政治活動を理由に収監されたことがある旨の主張は信用することができません。

- (2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、本邦入国後、約7年間にわたって難民認定申請せず、警察に逮捕されて初めて難民認定申請に及んだものであって、あなた自身、口頭意見陳述・審尋期日において、本邦入国の動機はよりよい収入を得るためである旨供述していることを併せ考えれば、あなたが迫害への恐怖から本国を出国したものとは認められません。
- (3) あなたは、本邦において、反政府デモに参加したほか、雑誌「●●●●」に反政府的な内容の記事を4回執筆して掲載されている旨主張しています。

しかしながら、あなたは、本邦入国後、約5年にわたって何ら政治的活動に参加していなかったものであって、2003年以降政治的活動に及んだとはいうものの、その内容は、デモについては2003年に1回、2004年に2回参加したにすぎず、2005年は一次審査の時点で一度もデモに参加していません。また、雑誌「●●●●」における活動に関しても、口頭意見陳述・審尋期日におけるあなたの供述によれば、上記活動に充てるのは月に2日程度にすぎないというのであって、いずれも本国政府の関心を引くほどに目立つものとはいえないことが明らかです。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて検討しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるとい客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

- 2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも、前記同様の理由により、あなたの難民該当性は認められないと述べています。